

研修・トレーニング小委員会運営要領

2025 年 10 月 1 日制定

第 1 条（目的）

本規程は、資格認証委員会運営細則第 13 条に定める研修・トレーニング小委員会の運営に係る要領を定めることを目的とする。

第 2 条（研修・トレーニング小委員会の機能）

研修・トレーニング小委員会は、以下の事項を所掌する。

- i) 研修・トレーニング教材の開発・保守
- ii) 研修・トレーニング品質の維持・向上

ただし、協会が新たな研修・トレーニングを開発する場合には、協会が開発した研修・トレーニングコース（案）及び研修・トレーニング教材（案）に基づき、所期の成果が得られるように、必要な修正を協会に具申する又は自ら修正を施すものとする。

第 3 条（研修・トレーニング小委員会の開催）

研修・トレーニング小委員会は下記の場合に委員長が招集し、過半数以上の出席をもって成立する。

- i) 新たな研修・トレーニング教材（教科書等）の作成が必要と認められるとき
- ii) 研修・トレーニング品質を向上する必要があると認められるとき
- iii) 研修・トレーニング講師候補者の評価が必要なとき
- iv) その他、委員長が開催を必要と判断したとき

第 4 条（研修・トレーニング小委員会の表決権等）

1. 各委員の表決権は、一委員一票とする。
2. 審議は合議制とする。ただし、研修・トレーニング小委員会の意見がまとまらない場合には、多数決とし、同数の場合には委員長の意見に従う。多数決を行った場合には、議事録に複数意見とその票数を併記する。
3. 研修・トレーニング小委員会の議事録は、委員会終了後速やかに作成し、各委員の確認後、委員長の承認により確定する。

第5条（研修・トレーニング小委員会の活動報告）

1. 研修・トレーニング教材の開発・保守が完了した場合には、その結果を資格認証委員会に上程する。
2. 研修・トレーニングの品質課題について検討した場合には、その結果を資格認証委員会に報告する。
3. 資格認証委員会が必要とした場合には、研修・トレーニング小委員会に活動報告を求めることができる。

第6条（規程の変更）

本規程の改定は資格認証委員会の議決による。

第7条（その他）

本規程に定めのない事項については資格認証委員会において別途定める。

附則 本規程は、2025年10月1日より適用する。